



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*3 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課) 2

○ 人事委員会規則

*2 警察官の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 教育委員会規則

*2 和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 3

○ 公安委員会規則

*3 放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 4

○ 告示

304 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 10

305 " (") 10

306 " (") 10

307 " (") 10

308 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 11

309 " (") 11

310 " (") 11

311 藤崎井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 12

312 小田井土地改良区の役員の就退任 (") 12

313 県営土地改良事業計画の決定 (") 14

314 " (") 14

315 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) 15

316 保安林の指定の解除予定 (") 15

317 保安林の指定の解除 (") 15

318 保安林の指定施業要件変更予定 (") 15

319 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 16

320 保安林の指定施業要件の変更 (") 16

321 道路の区域変更 (道路保全課) 17

322 道路の供用開始 (") 17

323 " (") 17

324 " (") 18

325 道路の区域変更 (") 18

326 道路の供用開始 (") 18

327 道路の区域変更 (") 19

328 道路の供用開始 (") 19

329 道路の位置の指定 (都市政策課) 20

330 港湾法により撤去した物件等の保管 (港湾空港振興課) 20

*331 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所)の一部改正

- 公安委員会告示
 - 11 運転免許取得者教育を行う者の変更 22
 - 12 指定講習機関の代表者の変更 23
- 監査公表
 - 監査公表第8号 23
 - 監査公表第9号 26

規 則

和歌山県規則第3号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">日 高 郡</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">由 良 町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印 南 町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">東 牟 婁 郡</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北 山 村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">太 地 町</td> </tr> </table>	略	略	日 高 郡	略	由 良 町	印 南 町	東 牟 婁 郡	略	北 山 村	太 地 町	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">日 高 郡</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">由 良 町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">東 牟 婁 郡</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北 山 村</td> </tr> </table>	略	略	日 高 郡	略	由 良 町	東 牟 婁 郡	略	北 山 村
略	略																		
日 高 郡	略																		
	由 良 町																		
	印 南 町																		
東 牟 婁 郡	略																		
	北 山 村																		
	太 地 町																		
略	略																		
日 高 郡	略																		
	由 良 町																		
東 牟 婁 郡	略																		
	北 山 村																		

附 則

この規則は、令和2年3月9日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第2号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月6日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条、第3条関係）	別表（第2条、第3条関係）

公署	所在地	級別区分
略		
田辺警察署 富里警察官 駐在所	田辺市下川下898番 地の1	略
略		

公署	所在地	級別区分
略		
田辺警察署 合川警察官 駐在所	田辺市合川637番地 の16	略
略		

附 則

この規則は、令和2年3月16日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月6日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>（教育庁及び学校以外の教育機関の職） 第4条 第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる職並びに第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる職のほか、教育庁及び学校以外の教育機関に別表の職を置く。</p> <p>（その他の職員の職） 第6条 第2条から第4条までに規定する職に充てる職員のほか、教育庁及び学校以外の教育機関に、必要に応じ現業員並びに臨時及び非常勤の職員を置く。</p> <p>2 前項の現業員の職は、<u>用務員及び作業員とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の臨時及び非常勤の職員の職は、教育長が別に定める。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>（教育庁及び学校以外の教育機関の職） 第4条 第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる職並びに第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる職のほか、教育庁及び学校以外の教育機関に別表第1の職を置く。</p> <p>（その他の職員の職） 第6条 第2条から第4条までに規定する職に充てる職員のほか、教育庁及び学校以外の教育機関に、必要に応じ現業員を置く。</p> <p>2 前項の現業員の職は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>別表第1 略 別表第2（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">職員の 区分</th> <th colspan="2">職名</th> </tr> <tr> <th>定数内の職</th> <th>臨時の職</th> </tr> <tr> <td>現業員</td> <td>用務員、作業員</td> <td>左欄に掲げる職名にそれぞれ「臨時」を冠する。</td> </tr> </table>	職員の 区分	職名		定数内の職	臨時の職	現業員	用務員、作業員	左欄に掲げる職名にそれぞれ「臨時」を冠する。
職員の 区分	職名								
	定数内の職	臨時の職							
現業員	用務員、作業員	左欄に掲げる職名にそれぞれ「臨時」を冠する。							

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月6日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の徴収等に関する規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（裏面）を次のように改める。

別記様式第2号(第2条関係)


(裏面)

114.8ミリメートル

- 1 納付命令の根拠
道路交通法第51条の4第4項
- 2 延滞金の納付等
この納付書の納付期限までに納付しない場合、道路交通法第51条の4第13項の規定により、督促状によって本件放置違反金に関する督促を後日行うこととなります。
督促状が発せられると、督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から滞納処分を受けることとなります。
- 3 放置違反金を納付する場所
 - 和歌山県指定金庫機関
 - 和歌山県指定代理金庫機関
 - 和歌山県収納代理金庫機関

主	〒640-8524 和歌山市西1番地
管	和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター
課	電話 073-473-0356

再

※ 納付書を再交付した場合は、の破綻部に印を付けること。

116ミリメートル

55.34ミリメートル

125ミリメートル

別記様式第4号（裏面）を次のように改める。

別記様式第4号(第3条関係)

(表面)

114.3ミメートル

- 1 この納付書は、今回の放置違反金納付命令事案について、早期に手続を完了させたい方が、道路交通法第51条の4第9項の規定により、放置違反金に相当する金額を仮に納付するためのものです。
- 2 この納付書により仮納付をした場合、道路交通法第51条の4第10項の規定により本件に係る違反をした翌日から起算して30日を経過した日以降に、公示による納付命令(公安委員会公示版への掲示)が行われます。公示による納付命令が行われると、道路交通法第51条の4第11項の規定により、放置違反金を納付したものとみなされ、当該放置違反金に係る納付に関する手続は終了します。
- 3 放置違反金を仮納付する場所
 - 和歌山県指定金融機関
 - 和歌山県指定代理金融機関
 - 和歌山県収納代理金融機関

主	〒640-8524 和歌山山西1番地
管	和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター
課	電話 073-473-0356

116ミメートル

55.34ミメートル

125ミメートル

別記様式第5号（裏面）及び別記様式第7号（裏面）中「（株式会社ゆうちょ銀行に振り込むことはできません。）」を削る。

別記様式第10号（裏面）を次のように改める。


別記様式第10号(第6条関係)

(裏面)

- 1 この納付書は、道路交通法第51条の4第13項の規定に基づき放置違反金、延滞金及び督促に要した費用を納めるためのものです。
- 2 延滞金の額は、道路交通法第51条の4第4項に基づく納付命令による納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5%の割合を乗じて計算したものです。
督促に要した費用は、和歌山県使用料及び手数料条例に規定する額です。
なお、算出した延滞金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その金額を切り捨てています。
- 3 この納付書の納付期限までに放置違反金を納付しなかった場合、督促状を発送した日から起算して10日経過した日の翌日から滞納処分を受けますこととなります。
- 4 放置違反金を督促されても納めなかった場合、本件に係る違反車両の車検を拒否される場合があります。
- 5 車検を受ける際、放置違反金の納付に係る督促書の提示を求められる場合がありますので、この納付書で放置違反金を納めた方は、督促書を大切に保管してください。
- 6 放置違反金等を納付する場所
 和歌山県指定金融機関
 和歌山県指定代理金融機関
 和歌山県収納代理金融機関

主	〒640-8524 和歌山市西1番地
管	和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター
課	電話 073-473-0356

再

※ 納付書を再交付した場合は、の破線部に印を付けること。

114.3ミリメートル

116ミリメートル

55.34ミリメートル

125ミリメートル

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の放置違反金の徴収等に関する規則の規定による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

和歌山県告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800384	訪問介護きさらぎ	岩出市中島993番地 バルビゾン I 105号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	合同会社如月	岩出市中島993番地 バルビゾン I 105号	令和 2.3.31

和歌山県告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200212	さくらホームヘルプサービス	田辺市下三栖1471-10	同行援護	有限会社エス・オー・イー	田辺市下三栖1471-10	令和 2.3.31

和歌山県告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410332	さくらホームヘルプサービス白浜	西牟婁郡白浜町堅田2497-59	同行援護	有限会社エス・オー・イー	田辺市下三栖1471-10	令和 2.3.31

和歌山県告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700493	聖アンナヘルバーステーション	紀の川市貴志川町上野山302-1	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	令和2.4.1

和歌山県告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400698	作業所ボランチ	海南市且来23番地19	就労継続支援B型	身体障害者（肢体不自由者を除く。） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	合同会社MMW	海南市且来23番地19	令和2.3.1

和歌山県告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011500349	グループホームあおい	有田市初島町里119-1	短期入所（併設型）	知的障害者	社会福祉法人有田ひまわり福祉会	有田市初島町浜字砂浜1756-1	令和2.3.1

和歌山県告示第310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410522	ドルフィン白浜自立支援センター	西牟婁郡白浜町1308-1	就労継続支援A型	身体障害者（視覚障害者を除く。） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	一般社団法人未来の扉	大阪府堺市堺区宿院町東三丁目1番3号	令和2.3.1

和歌山県告示第311号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(令和2年1月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	林久晴	紀の川市上田井967番地
理事	豎竹司	紀の川市黒土43番地
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井阪158番地
理事	楠石哲也	岩出市川尻98番地の1
理事	林孝	岩出市岡田143番地
理事	高橋利之	岩出市備前2番地
理事	赤井幹夫	岩出市畑毛217番地
理事	中谷康二	岩出市中黒130番地
理事	横地清己	和歌山市里220番地
理事	前田綱雄	和歌山市弘西853番地
理事	木戸口清	和歌山市府中1599番地2
理事	細井巧	和歌山市直川1847番地
理事	山本俊夫	和歌山市六十谷1152番地
監事	稲垣眞澄	紀の川市中井阪67番地
監事	出口茂行	岩出市西野301番地
監事	園部知宏	和歌山市園部802番地

2 就任した役員(令和2年2月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	林久晴	紀の川市上田井967番地
理事	豎竹司	紀の川市黒土43番地
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井阪158番地
理事	西口雅章	岩出市荊本142番地
理事	宮本行夫	岩出市岡田66番地
理事	榎本治行	岩出市大町71番地
理事	池田恆雄	岩出市曾屋457番地
理事	福田雅夫	岩出市山623番地
理事	横地清己	和歌山市里220番地
理事	前田綱雄	和歌山市弘西853番地
理事	木戸口清	和歌山市府中1599番地2
理事	細井巧	和歌山市直川1847番地
理事	園部知宏	和歌山市園部802番地
監事	稲垣眞澄	紀の川市中井阪67番地
監事	中谷博昭	岩出市中迫520番地
監事	垂井茂明	和歌山市直川1820番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和2年2月17日退任）

職名	氏名	住所
理事	林義文	橋本市高野口町小田398番地
理事	谷本欣司	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町187番地
理事	薄月伸孔	伊都郡かつらぎ町大字大谷96番地
理事	楠本正章	伊都郡かつらぎ町大字萩原449番地
理事	中浦勉	紀の川市名手市場1486番地1
理事	前川久博	紀の川市王子143番地
理事	中村泰文	紀の川市井田106番地2
理事	手平圭治	紀の川市深田69番地2
理事	歌富夫	紀の川市打田1419番地
理事	宮本良一	紀の川市上野227番地2
理事	林秀行	紀の川市古和田256番地
理事	溝根央	紀の川市東国分171番地5
理事	中村和史	岩出市西国分480番地
理事	堂本和義	岩出市水栖620番地
監事	中嶋章吾	伊都郡かつらぎ町大字佐野621番地の3
監事	妹背克紀	紀の川市名手西野88番地
監事	神崎博文	紀の川市竹房202番地
監事	亀田保夫	岩出市今中18番地

2 就任した役員（令和2年2月18日就任）

職名	氏名	住所
理事	林義文	橋本市高野口町小田398番地
理事	清水政美	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町212番地
理事	薄月伸孔	伊都郡かつらぎ町大字大谷96番地
理事	井上隆央	伊都郡かつらぎ町大字笠田東477番地の4
理事	中浦勉	紀の川市名手市場1486番地1
理事	森保夫	紀の川市藤崎167番地
理事	中村泰文	紀の川市井田106番地2
理事	左近定雄	紀の川市松井36番地
理事	歌英樹	紀の川市打田347番地
理事	宮本良一	紀の川市上野227番地2
理事	林秀行	紀の川市古和田256番地
理事	門坂昌樹	紀の川市東国分602番地
理事	中村和史	岩出市西国分480番地
理事	鈴木守	岩出市水栖679番地
監事	山本憲男	伊都郡かつらぎ町大字萩原186番地
監事	前阪忠央	紀の川市粉河3380番地
監事	宇田和正	紀の川市窪202番地
監事	亀田保夫	岩出市今中18番地

和歌山県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業田尻地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年3月9日から同年4月6日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業丸栖北地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年3月9日から同年4月6日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農林整備課

和歌山県告示第315号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字向山718の5、大字市野々字蹄形石857の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 砂防設備用地とするため

和歌山県告示第316号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字瓜谷関68の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字滝谷1563の4
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第318号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第319号

令和2年和歌山県告示第129号（以下「告示第129号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

池田三子

井裕梅次郎

後基一

木村やゑ子

九本嘉平

窪地敏章

酒井政藏

酒井政治郎

酒井隆

酒井和三郎

廣瀬栄

廣瀬貞一

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第129号のとおり

和歌山県告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田市千田字神谷1296番地先から同市千田字奥ノ谷2012番地先まで	旧	5.15 } 35.73	685.35	
同上	新	5.15 } 35.73	685.35	
同上	新	5.46 } 73.49	563.48	(仮称) 高田トンネル L=165.00

和歌山県告示第322号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字中里字上地332番1地先から同町大字中里字下地355番1地先まで

供用開始の期日 令和2年3月6日

和歌山県告示第323号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字中里字下地543番1地先から同町大字中里字太田546番1地先まで

供用開始の期日 令和2年3月6日

和歌山県告示第324号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字中里字太田737番1地先から同町大字中里字立目843番地先まで

供用開始の期日 令和2年3月6日

和歌山県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 橋本五條線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市恋野字去年川22番4地先から同市恋野字長通り107番1地先まで	旧	4.68 } 12.38	78.47	
同上	新	12.38 } 28.68	78.47	

和歌山県告示第326号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 橋本五條線

供用開始の区間 橋本市恋野字去年川22番4地先から同市恋野字長通り107番1地先まで

供用開始の期日 令和2年3月7日

和歌山県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 山内恋野線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
橋本市隅田町芋生字小嶋309番2地先から同市恋野字去年川27番地先まで	旧	7.75 ∟ 13.30	147.10	恋野橋 L=142.10
橋本市隅田町芋生字芦原235番1地先から同市恋野字長通り112番地先まで	旧	6.47 ∟ 22.57	531.50	恋野橋仮橋 L=142.80
同上	新	6.47 ∟ 22.57	531.50	恋野橋仮橋 L=142.80
橋本市隅田町芋生字芦原235番1地先から同市恋野字去年川27番地先まで	新	11.50 ∟ 41.81	374.87	恋野橋 L=173.70

和歌山県告示第328号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山内恋野線

供用開始の区間 橋本市隅田町芋生字芦原235番1地先から同市恋野字去年川27番地先まで

供用開始の期日 令和2年3月7日

和歌山県告示第329号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和2年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3496	岩出市野上野字荒間402番の一部、405番の一部、水路	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂	令和2.2.19	6.00	60.76

和歌山県告示第330号

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第56条の4第2項の規定により撤去した物件等について、同条第3項の規定により保管したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該物件等の撤去、保管、売却その他の措置に要した費用については、法第56条の4第8項の規定により、当該物件等の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保管した物件等の名称又は種類、形状及び数量

整理番号	種 類	材 質	縦×横×高さ(cm)
1	梯子	鉄	20×30×200
2	梯子	鉄	120×60×120
3	梯子	鉄	20×30×200
4	梯子	鉄	20×30×40
5	梯子	鉄	20×50×150
6	台	鉄	250×40×60
7	梯子	鉄	20×50×150
8	梯子	鉄	20×30×200
9	椅子	鉄	80×80×100
10	台	鉄	500×100×300
11	梯子	鉄	100×75×300

12	ブロック	コンクリート	130×50×70
13	梯子	鉄	100×50×100
14	梯子	鉄	20×90×300
15	梯子	鉄	20×80×300
16	梯子	鉄	200×100×300
17	梯子	鉄	100×100×400
18	梯子	鉄	200×150×400
19	ブロック	コンクリート	50×30×30
20	梯子	鉄	20×40×220
21	梯子	鉄	20×80×300
22	ブロック	コンクリート	120×30×20
23	ブロック	コンクリート	20×40×20
24	梯子	鉄	20×90×300
25	梯子	鉄	20×50×150

- 2 保管した物件等の放置されていた場所及び当該物件を撤去した日時
場所 海南市名高及び鳥居の和歌山下津港（海南地区）放置等禁止区域内
日時 令和2年1月20日（月）午前9時10分から同日午後3時00分まで
- 3 保管した物件等の保管を始めた日時及び保管場所
日時 令和2年1月20日（月）午後3時40分から
場所 和歌山市雑賀崎2007番地5
- 4 保管した物件等を返還する場合の手続
和歌山下津港湾事務所において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所
和歌山市築港六丁目22番地
和歌山下津港湾事務所 総務管理課（電話番号 073-431-7266）

和歌山県告示第331号

昭和57年和歌山県告示第917号（和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所）の一部を次のように改正し、令和2年3月9日から適用する。

令和2年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表を次のように改める。

名 称	所 在 地	売りさばき人指定年月日	売りさばき所
株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1-35	昭和39年4月1日	和歌山市本町1-35 本店営業部 和歌山市小松原通1-1-1 県庁支店 和歌山市松江北2-1-7 松江支店 和歌山市神前138-19 神前支店 橋本市橋本2-1-4 橋本支店 伊都郡高野町高野山778 高野山支店 伊都郡かつらぎ町妙寺46 6-2 妙寺支店 岩出市清水500-1 岩出支店 紀の川市名手市場58-10 名手支店 海南市名高533-1 海南駅前支店 海南市下津町黒田47-17 加茂郷支店 有田郡湯浅町湯浅1600-1 湯浅支店 御坊市藪378-3 御坊支店 日高郡みなべ町芝445-1 南部支店 田辺市高雄1-16-20 田辺支店 東牟婁郡串本町串本909 串本支店 東牟婁郡那智勝浦町築地 1-1-1 勝浦支店 新宮市大橋通2-3-1 新宮支店

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第11号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和2年3月6日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

名称	運転免許取得者教育に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日

一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	代表者の氏名	溝端 莊悟	大桑 埴嗣	令和 2.2.5
	ソト浜自動車学校				
	和歌山県御坊自動車学校				
	那智勝浦自動車教習所				

和歌山県公安委員会告示第12号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和2年3月6日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	変更事項	新	旧	変更年月日
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	代表者の氏名	溝端 莊悟	大桑 埴嗣	令和 2.2.5
	ソト浜自動車学校				
	和歌山県御坊自動車学校				
	那智勝浦自動車教習所				

監 査 公 表

和歌山県監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和2年1月31日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月6日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和2年1月31日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

2 監査の結果

- (1) 指摘事項
なし
- (2) 注意事項

ア 海草振興局地域振興部

- (ア) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。
- (イ) 地域・ひと・まちづくり補助事業において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

イ 海草振興局健康福祉部

- (ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約156万円となっており、前年度末に比し約46万円減少している。
- 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 生活保護費支給決定に係る介護保険料加算の停止において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 母子福祉資金において、貸付け及び貸付停止の決定に係る審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 海草振興局農林水産振興部

- (ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 紀の国森づくり基金活用事業において、実績報告書等に、宛名が記載されておらず補助対象経費であることが確認できない領収書が含まれている事例があったので、審査を厳正に行うなど、適正に処理されたい。

エ 海草振興局建設部

- (ア) 会計事務において、以下に示す不適切な取扱いが多く見られたことは誠に遺憾である。今後は、関係法令及び諸規程を遵守し、決裁権者をはじめ関係職員による内部統制の徹底を図り、事務の厳正な執行に万全を期されたい。

a 収入事務

- (a) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があった。
- (b) 現金の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があった。
- (c) 負担金の収入調定において、収入調定票が保存されていない事例があった。
- (d) 収入調定において、納期限の指定を誤っている事例があった。
- (e) 道路占用に係る許可及び使用料収入において、1件の許可に係る指令書及び使用料納入通知書を二重に送付している事例があった。
- (f) 土木使用料において、延滞金を徴収していない事例があった。
- (g) 現金出納簿において、払込みの状況を登記していない事例があった。
- (h) 契約保証金の受入前に契約を締結している事例があった。

b 支出事務

- (a) 河川整備工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があった。
- (b) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事等に係る法定の添付書面が変更されていない事例があった。
- (c) 常時の資金前渡について、次の不適切な事務処理が行われていた。
- i 戻入が遅延していた。
 - ii 職員が立替払をしまっていた経費を常時の資金前渡で支払っていた。
- (d) 火災保険料の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っている事例があった。

c 旅行命令

- (a) 事前に命令を受けた移動方法とは異なる移動方法により移動している事例があった。
- (b) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があった。

d 物品調達事務

- (a) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があった。
- (b) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の個人印を押印していない事例があった。

(イ) 土木使用料等の収入未済額は、平成30年度末で約21万円となっており、前年度末に比し約3万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(ウ) 河川区域内の土地の占用において、許可手続が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(オ) 低入札価格調査対象工事の下請契約において、下請金額が低入札価格調査時に比し2割以上の減額となっていたが、契約内容に関し十分な確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県税事務所

平成30年度の県税収入率は98.1%で、前年度に比し0.1ポイント上昇しており、平成30年度末の収入未済額は、約9億2,317万円と約6,458万円減少している。

個人県民税の収入未済額は、県税全体の約45.9%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

なお、加算金及び延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

また、県税徴収に伴う滞納処分費に係る未収金についても、公売の適切な実施等により早期回収に努められたい。

カ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約2,890万円となっており、前年度末に比し約353万円増加している。

今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) メンタルクリニック利用料の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県公営競技事務所

(ア) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金の未収金については、平成30年度末で約2億3万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 収入調定の時期が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 設備に係る法定の点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処

理されたい。

(オ) 現金収納システムによる収納において、以下の不適切な事務処理の事例があったので、出納員及び収納員による事務の重責を認識し、適正に処理されたい。

- a 現金出納簿の出力時期を逸したため、出納員による現金出納簿の確認がなされていない事例があった。
- b 現金出納簿の出力時期を逸したため、システムによらない現金出納簿を作成し、また、その内容に記載誤りがあった。
- c 4月に収納したにもかかわらず、収納日を3月と誤り、前任の出納員名で払い込んでいた。
- d 出納員が当日不在であるにもかかわらず、現金の収納と払込みが当該出納員名となっていた。

ク 和歌山県工業技術センター

支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 港湾施設使用料、不法占拠による損害賠償金と強制執行費用及びこれらに係る延滞金の未収金については、平成30年度末で約836万円となっており、前年度末に比し約92万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 低入札価格調査対象工事の下請契約において、下請金額が低入札価格調査時に比し2割以上の減額となっていたが、低入札価格調査実施要領に規定する再調査等による確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

海草振興局建設部

平成30年度末で、廃道敷地については1件、廃川敷地については3件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。

(4) 上記以外においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第9号

令和元年9月4日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月6日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 公益財団法人和歌山県農業公社

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で750万円であり、前年度末に比し54万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 就農支援資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会、関係農業協同組合及び普及組織と連携し、滞納者に対する経営指導及び償還指導を行い、分割償還等による計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p>

2 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成30年度末の借入金残高は、約132億100万円と前年より約7,500万円増加している。 今後とも、全国の動向を注視しながら、適切な債務管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 主伐の時期に向けて、所有する森林資産をいかに有効活用し、売却収益を上げられるかが借入金返済の最重要課題であるため、これまで取り組んできた長伐期施業化やゾーニングによる施業の効率化に加え、平成28年度から分収率の変更（6:4→8:2）にも取り組んでいる。 今後、平成30年度に策定した第4次分収林経営改善計画（H30～R4）に従い、利用間伐を推進するとともに、一層のコスト削減を図り債務管理に努める。</p>

3 和歌山県土地開発公社

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 公社保有土地について、平成30年度において依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。 併せて、調停に代わる決定（平成15年11月25日和歌山地方裁判所）に基づき、借入金の計画的な返済に努められたい。 (2) 光熱水費の支払において、履行確認を行わず支出している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 保有土地の処分については、従前から公社の重点事項として、積極的に取り組んでいる。 住宅団地の残区画については、平成30年度末で岩出紀泉台に3区画、貴志川長山団地に1区画あるが、早期に売却できるよう、関係団体と連携の上、インターネット公売の活用等に引き続き積極的に取り組んでいく。 コスモパーク加太については、平成30年8月に5号用地の一部の引渡しを完了し、同用地の残地についても、令和元年8月1日に引渡しを完了した。また、平成31年4月に2号用地の一部について、令和元年8月に2号用地の一部及び3号用地について、それぞれ売買契約が成立した。現時点においても商談中の案件があり、交渉を進めている。 北勢田ハイテクパークにおいても商談の案件があり、コスモパーク加太同様、県地域プロジェクト対策室及び企業立地課と連携を図りながら売却を推進していく。 併せて、調停に代わる決定による債務弁済スキームに基づき、借入金の計画的な返済に努めるとともに、コスモパーク加太の分譲を進めることで債務の繰上返済につなげていく。 (2) 公共料金の請求に対して、履行確認は不要であるとの誤った認識により生じたものであり、今回の指摘を踏まえ、全職員に対して、和歌山県土地開発公社財務規程（昭和49年4月制定）等を再確認させ、今後このようなことのないよう周知徹底した。</p>